

## 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集で寄せられた御意見について

- 意見募集期間：平成 30 年 5 月 26 日（土）～平成 30 年 6 月 25 日（月）
- 意見提出総数：2 件（提出意見数は、意見提出者数としています。）

KDDI 株式会社      1 件  
個人                      1 件

	意見提出者
1	KDDI 株式会社
2	個人

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	該当箇所	案に対する意見 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	第 32 条第 5 項	<p>端末設備の接続の検査義務（電気通信事業法第 69 条第 1 項）の除外条件から送信型対電気通信設備サイバー攻撃を行う端末を除外することは、サイバーセキュリティ強化の為に重要であることから、改正に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	なし
2		<p>「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処」については不法であり認められないと考える。SF の見すぎであると非難を行わざるを得ない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処においては、通信の秘密について電気通信事業法に基づき適切に取り扱うこと等が必要となります。</p>	なし